

広島県立

もんじょかん

文書館だより

NO.47



HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

2023.3



左：広島広域公園から広島市内を望む航空写真（S05-2008-007/平成6年撮影） 右上：広島市中心部航空写真（S05-2008-006/平成5年撮影）
右下：第12回アジア競技大会 広島1994 開幕500日前記念セレモニー（S05-2008-700/平成5年撮影）（広島県広報写真）

30年前の広島県 — アジア大会前史 —

令和五年（二〇二三）五月に、G7サミット（主要国首脳会議）が広島県内で開催されます。街中のポスターや駅のカウンタウン時計を見ると準備が進んでいるのを感じます。前年には、「国際賢人会議」が開催されるなど、広島県は、国際会議の場として、国内外の注目を集めています。このように注目を集めたのは、現在だけではありません。平成六年（一九九四）十月に開催された「第二回アジア競技大会」では、四二の国と地域の選手が一同に会し、スポーツや文化芸術活動を通じて交流を深めました。今から三十年前、アジア大会開幕直前である平成五年（一九九三）の広島県の姿を文書館が所蔵する「広島県広報写真」を通じて振り返ります。

この年は、アジア大会に合わせて競技場や交通インフラが整備され、社会や景観が大きく変化した時期でした。例えば、大会の主会場である広島広域公園（広島市安佐南区）には、「広島広域公園陸上競技場」が建設され、周囲は「西風新都」として整備されました。主会場と周辺の整備は、地形や景観を変える大規模な開発でした。また、県立の施設としては、「県立総合体育館」（平成六年開館・広島市中区）が建設されました（大会では、バレーボールや体操の会場となりました）。

広島広域公園と広島市中心部との間を「アストラムライン」（平成六年八月開通）が結び、会場へのアクセス路線となりました。現在でも生活を支える交通機関となっています。

三原市に、「広島空港」が開港しました（平成五年十月）。国内外と広島県とを結ぶ役割を果たしています。空港の周囲には、「中央森林公園」が整備され、自然と親しむ場となっています。尾道市には、「広島県立びんご運動公園」が開園し（平成五年）、レクリエーションやスポーツの場となっています。

広島市中心部には、大規模な商業施設やホテルを有する「基町クレド」が開業しました。その付近では、アジア大会公式マスコットの「ポッポ」と「クック」も参加し、「開幕五〇〇日前記念セレモニー」（平成五年五月二十日）が開催され、アジア大会への機運を盛り上げました。これらの場所は、今でも、人々が集まる拠点の一つとなっています。

大会では、「一館一運動・地域応援事業」が取り組まれました。その後、長野五輪で「一校一運動」と形を変え、現在でも国際的なスポーツ大会に受け継がれています。（新原淳弘）

データベースを活用した 広島県立文書館における資料調査

広島市立大学広島平和研究所

四條知恵

はじめに

広島、長崎の原爆被害に関する調査・研究を行うなかで、現在は当時の貸座敷で働いていた女性たちの被害を調べている。原爆投下当時の広島市内には、貸座敷免許地として指定された通称、西遊廓、東遊廓と呼ばれる地域があり、いずれも原爆投下によって甚大な被害を受けた。繰り返し言及されてきた女学校などの被害に比べ、同様に大きな被害を受けた遊廓で働いていた女性たちの原爆被害については、ほとんど発信がなされず、実態も不明である。広島市における貸座敷や娼妓などに関する資料は、東西の遊廓が原爆投下により焼失したことに加え、一九四六年（昭和二十一年）の公娼制度の廃止、一九五六年（昭和三十一年）に制定された売春防止法による管理売春の禁止により関係業者や組合などの団体が存続しなかったということなどもあり、全体的に少ない。本稿では、県立文書館の利用者としての視点から、データベースなどを使うことができるのかを見ていきたい。

データベースを利用した公報の調査

二〇二二年（令和三年）に運用を開始し

た「広島県立文書館データベースシステム」では、「県報データベース」を含む

八つの収蔵資料データベースの横断検索をすることができ、同システムで「遊廓（郭）」と検索すると備後府中町の絵葉書一件のみがヒットするが、「貸座敷」と検索すると、八四件がヒットする。このうち二件を除くほとんどが、「広島県報」だった。このほか、一九五四年（昭和二十九）に広島県警察史編集委員会により編さんされた『新編 広島県警察史』に当時の貸座敷や娼妓の取り締まりについての記述があるが、同史の編さん時の収集資料は、県立文書館には移管されていない。広島県警察本部にも問い合わせたが、残念ながら編さん当時の資料は残っていないとの回答だった。遊廓に関する行政側の資料で残っているものは、令規類や統計しかない。このうち令規類については、既に関連規程が廃止されて久しい現在では担当課も不明で、警察史編さん時の情報も失われているため、「広島県報」などの公報から該当する「貸座敷営業取締規則」や「娼妓取締規則施行細則」などの規程の情報を地道に探し、変遷を見ていく必要がある。

「県報データベース」には、明治初期から現在までの広島県の公報（布達類、県報）の件名目録が掲載されている。「貸座敷」「娼妓」などのキーワードを入力すると当該件名がヒットし、さらにチェックを入れると、閲覧票や複写票を

打ち出すこともできるため、資料検索及び閲覧がしやすくなっている。ただし、現在のところ公報の目録がデータベース化されているのは明治期までであり、それ以降については従来通り、開架にある紙媒体の目録から探す必要がある。この場合はまず目録に目を通したうえで、目的の規定が掲載されている公報の号数あるいは頁のあたりをつけ、当該規定が掲載される箇所を閲覧する必要がある。利用者としては目録のデータベース化は大変ありがたいが、全目録のデータベース化が望まれる。

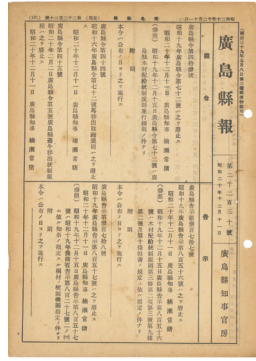
「広島県報目録」から見る原爆被災

県立文書館における「広島県報」の所蔵状況については日高愛氏の論文に詳しいが、県立文書館は一九四五年（昭和二十）から現在に至るまでの県報の原本を所蔵している。このほか、広島県立図書館が「広島県報」を含む一八六九年（明治二）から一九五〇年（昭和二十五）までの令達類及び県報一七九冊を所蔵しており、広島県立文書館はこれらを撮影したデュープフィルムからA4版に紙焼きし、製本したものを所蔵している。県立図書館が所蔵する元々の資料は保存状態によつては閲覧できない場合があるが、複写は県立図書館と県立文書館の双方で閲覧することができる。県立文書館という公文書館機能を持つアーカイブズ機関があるおかげで、時代ごとに担当課や図

書館などの異なった場所に分散して収蔵される可能性があった公報が、複写も含めて一か所に集約され、利用者が一か所で調査・閲覧ができるようになっていく。

昭和期の「広島県報目録」を見ると、日中戦争開始前の一九三六年（昭和十一年）十二月には、制定や改正、廃止などを含めて「県令」四一号、「訓令」二八号、「告示」九四七号が掲載されている。一九四四年（昭和十九）一月～十二月のアジア・太平洋戦争末期にも、「県令」が七三号、「訓令」三三二号、「告示」八八〇号と、規程類の制定、改変は活発で、法規に基づき行政が機能していたことが伺える。一九四五年（昭和二十）になると、複写紙面が読み取りにくくなり、原本の印刷状態の悪化が推測されるが、同年六月までは一九四五年当時に印刷された県報目録があり、これまで通り規程類の制定、改廃が行われていたことがわかる。その後、原爆が投下された同年八月の県報目録の原本はなく、一九七七年（昭和五十二）九月に再調査された手書きの目録（昭和五十二年九月本館調査当用漢字使用）の注あり）になっている。内容も、「自第二千二十三号至以下未詳」とあり、訓令の制定はなく、二つの告示がある以外、「県令」「条例」「規則」などはいずれも「未詳」である。同年十一月まで同様の状態が続き、十二月にようやく「県令」六一号、「訓令」八号、「告示」三九七号（以下未詳）と、「条例」

「規則」などは不明のままだが、一九七七年の調査により判明したものが、一部記載されている。そもそも県報の発行ができなかったのか、発行したものの残存していないのかはここからは分からないが、県報目録からも、全壊全焼し、多くの職員を失った県庁において、原爆投下から四か月を経てなお続く行政機能の混乱を見ることが出来る。



「広島県報」2230号
(昭和20年12月11日)



「広島県報」2023号
(昭和20年8月3日)

■「貸座敷営業取締規則」
娼妓に関わる規定の一つに、一九〇〇年(明治三十三年)十月二十五日に広島県令第三号で定められた「貸座敷営業取締規則」がある。県立文書館に所蔵されているものは複写だが、原本は一九六八年(昭和四十三年)に広島県庁総務課から県

立図書館に移管されている。日高氏が「もともと広島県庁文書担当課で管理されていたと思われる、令達類が改正されるたびに、担当者が改正内容を筆などで直接抹消または記入、または原文の上へ貼付しているため、原文が確認しにくい部分も少なくない」と説明するように、この規則の原文には、書き込みや貼り込みがある。例えば、「第九条ノ二貸座敷営業者ハ午後十二時閉店シ翌日午前六時迄ノ間ハ新ニ客ヲ入店セシムヘカラス」
「第十一条ノ二所轄警察官署ニ於テ公安風俗、衛生保持上必要アリト認ムルトキハ営業時間ノ制限其ノ他営業ニ関シ特別ノ命令ヲ発スルコトアルベシ」などの追加条文が後から貼り込まれ、『新編広島県警察史』の記述と合わせると、断片的ではあるが、戦時期に規制が強まってきた状況が読み取れる。また、「昭和二十一年一月八日 広島県令第五十一号により廃止」という書き込みから、一九四六年(昭和二十一年)に同規則が廃止されたということもわかる。規則そのものの変更を調べたい場合は、原文のみならず、この抹消部分や追加の書き込み、貼り込みも重要な資料となってくる。詳細は不明だが、原本は資料疎開により原爆による被災を免れたのかもしれない。

■広島県統計書

今一つ、行政関係の資料から得られる娼妓や貸座敷に関する手掛かりは、統計

である。一八八一年(明治十四)から一九三八年(昭和十三年)までの広島県の統計資料が広島県警察統計課のホームページに掲載されており、一九四五年からは七年ほど遡るが、「広島県統計書」の昭和十三年版を見ることが出来る。この中に「貸座敷娼妓及遊客」「娼妓稼業年数別」「娼妓年齢別」の統計があり、「貸座敷娼妓及遊客」には、管轄署別の貸座敷数、娼妓数そして遊客の人員・消費金額が記されている。前述の「貸座敷営業取締規則」では、貸座敷営業者が揚代や相方を記入した遊客人名簿を所轄警察官署もしくは最寄りの巡査派出所・駐在所に差し出すことが定められており、この情報を集計したものだろう。しかしながら、統計課のホームページに掲載されたPDFデータは状態が悪く、数字がかすれて判読できない部分があったため、原本が閲覧できるかどうかを確認したところ、同課では保管していないという回答だった。これについては、県立文書館に県史編さん室蔵書印のある「昭和十三年 広島県統計書 第四編」の複写が所蔵されており、統計課のデータよりも鮮明だったため、そこから内容を判読することができた。複写を含め、原本を保管しておく施設の重要性を改めて感じた。

久保田明子氏は、資料のデジタル化について、原本資料を保存して継承するためのデジタル化であって、デジタル化が

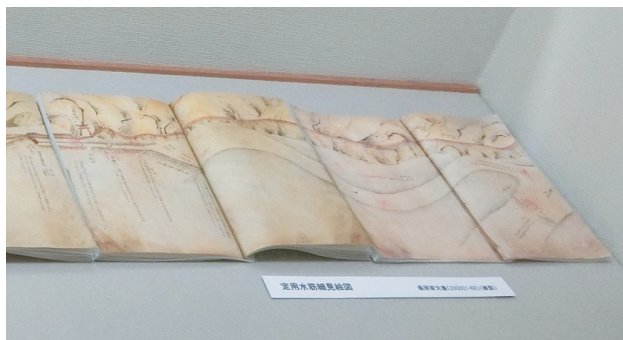
最終目的ではないということを指摘している。今後の技術の進展により、さらに精緻な資料のデータ化が求められるだろうが、そこで大切になってくるのは、いかに原本をより良い状態で保存できているか、ということである。県政においてデジタル化が進む中であっても、日々の地道な有害生物の管理、温湿度管理を通して、「かけがえない歴史資料を未来に伝える」という県立文書館の基本的な役割は、変わらず、重要である。今後、新たな遊廓に関する資料が県立文書館に寄せられることを願っている。

参考文献

日高愛、二〇一五年、「広島県立文書館における『広島県報』の所蔵と変遷について」『広島県立文書館紀要』(一三)。
広島県警察史編集委員会、一九五四年、『新編 広島県警察史』 広島県警察連絡協議会。

久保田明子、二〇二二年十二月三日、「広島平和記念資料館『平和データベース』に入った相原秀二資料について——原爆被爆映像に関する文書資料・博物館における文書資料の保存と活用に関する考察」広島平和記念資料館資料調査研究会研究発表会報告。

《文書館の仕事⑩》
簡単な文書レプリカの作り方



レプリカを使った文書展示の例
(右側が現物、左側がレプリカ)

文書館の展示では、様々な種類の収蔵文書を展示します。当館の場合、展示ケース内が高湿となる夏場を除き、基本的には現物の文書をそのまま展示しています。やはり複製ではなく、「ナマ」の文書ならではの訴える力というものが、それを観覧者にも実感していただくことの意義は大きく、できる限り現物で展示したいというのが、展示担当者の思いです。

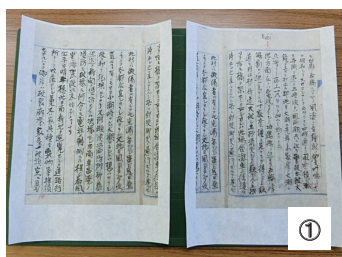
しかし、展示には複製を使用しなければならぬ場合があります。それは、保存上の理由から現物を出せないという場合だけではありません。例えば、冊子体

の文書を展示する場合、見せたい部分が複製頁にまたがる場合は、次頁以降を複製で展示せざるを得なくなります。その場合、カラーコピーを並べるだけでも良いのですが、やはり見た目には、現物とのギャップは否めません。

そこで、複製を展示する場合に、少しでも現物に近いもの、すなわちレプリカを作って展示すれば、同じ複製でも見た目の印象が随分違うものになります。レプリカといっても、文書の場合はモノ資料と違い、カラーコピーにひと工夫施すだけで、現物に近いものができます。では、簡単な文書レプリカ(冊子体)の作り方を紹介しましょう。

カラーコピーの作成

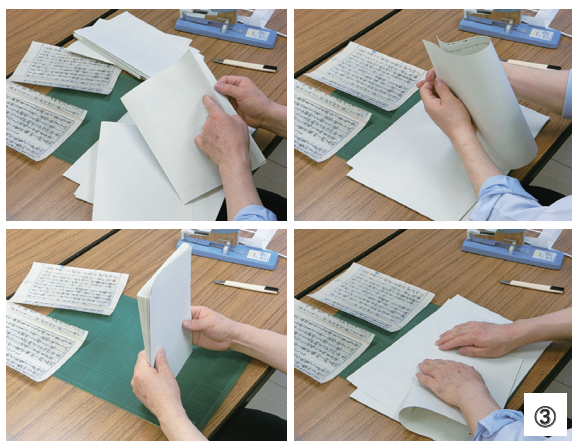
①まず、カラーコピーを作ります。レプリカの作成では、実はこちらが一番重要です。まず原文書を撮影します。冊子体の文書を撮影する際は、左右の頁を別々に、若干隣の頁も写るようにして撮ります。その画像データをカラーコピー機で



プリントアウトしますが、その際、現物の色とあまりにかけ離れていると、いくら精巧にレプリカを作っても、見た目に

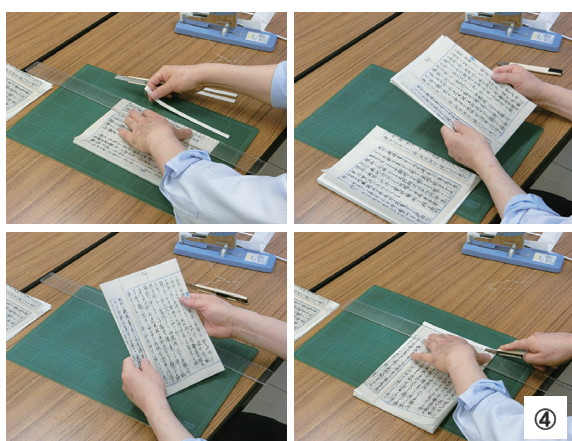


違和感が生じますので、色の調整に注意します。古文書の場合、通常は紙が経年劣化してやや黄変色しているため、プリントアウトする際にイエローを濃く、シアンを薄くする感じで色の調整をします。用紙は通常のコピー用紙でも問題ありませんが、和紙タイプの用紙を使用すると、風合いが似て、なお良いでしょう。また、紙の大きさを現物と同じにすることも重



冊子体の作成

次に冊子体の文書を作ります。これはあくまで冊子の形状にすることだけを目的にしているのです。紙は反古紙でも構いません。③プリントアウトした紙と同じ大きさの紙を複数枚用意し、二つ折りにします。この時、薄い冊子であれば、紙の枚数は少なくてもよいですが、厚い冊子であっても、必ずしも現物に合わせて紙をたくさん折る必要はありません。現物より少ない枚数でも、展示台に置いてみると、意外と違和感なく見ることができ



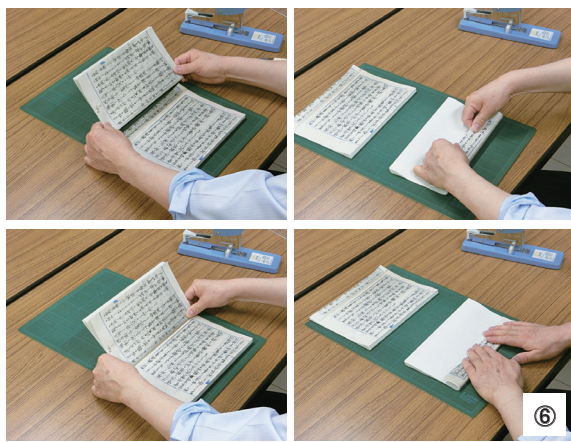
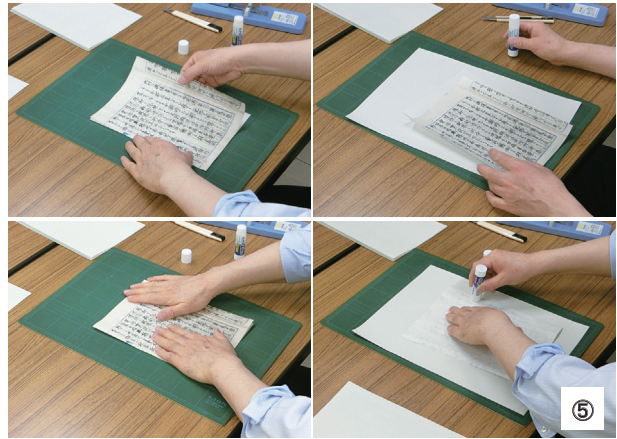
要です。

②カラーコピーができたなら、カッターを使って画像部分を切り抜きます。

④二つ折りの紙が用意できたら、紙を二束に分けて、カラーコピーした紙をそれぞれのの上に重ねます。そして、二つ折りした紙をカラーコピーの画像部分の大きさに合わせてカッターで切り揃えます。

⑤切り揃えたら、そのうちの一枚にカラーコピーを糊で貼り付けます。貼り付け終わったら、見開きのもう一方の頁も同様に、二つ折りした紙をカラーコピーの画像部分の大きさに合わせて切り揃え、そのうちの一枚にカラーコピーを貼り付けます（二つ折りした紙にカラーコピーを貼り付けた後で、画像部分に合わせて紙を切り揃えても良いです）。

ところで、最初に冊子体の文書を見開きにして撮影した時、撮影した画像は、

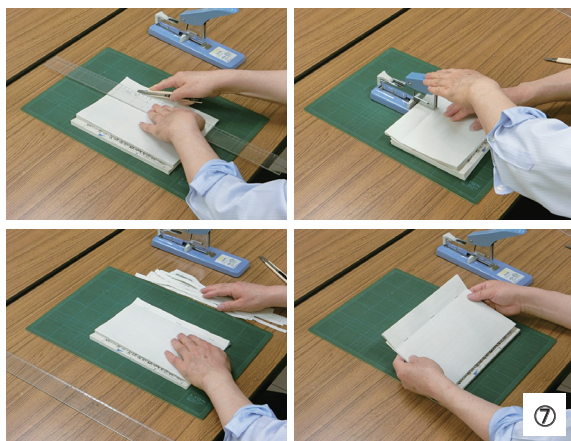


見開きの状態によって、左右の頁の大きさや形が違ってしまふのが普通です。ですから、カッターでカラーコピーの画像部分を切り抜いた時、左右の頁を見比べると大きさや形は当然違いますが、気にする必要はありません。

冊子体の綴じ合わせ

さて次に、左右の頁を見開き状態になるようにして綴じます。⑥まず、カラーコピーに写っている綴じ目に合わせて、左右いずれか一方の頁の束に折り目をつけます。そして、左右の頁の束を綴じ目の線できちんと合わせるようにして重ね、

⑦折り目の部分をステープラーで二、三か所綴じます。この時のポイントですが、左右の頁をあくまでカラーコピーに写っ



ている綴じ目の線に合わせて綴じるということです。そのため、出来上がった冊子は、閉じた状態になると左右の紙の大きさが異なり、アンバランスな形の冊子になってしまいますが、あくまで見開き状態にして展示台に置くことが目的なので、それで良いのです。綴じ終わったら、最後に、背の部分の余分なところをカッターで切り落とします。

⑧これで、冊子体の文書レプリカは完成です。現物と一緒に展示台に並べてみると、確かに複製であることは分かりますが、思いのほか違和感なく見ることができると思います。

やむを得ず複製を展示する場合でも、なるべく少しでも現物の風合いが感じら

れるものを出陳したいものですが、文書の展示については、あまり労力をかけずに、現物に近いレプリカを作ることが可能です。一度試してみたいかがでしょうか。

(西向宏介)



収蔵文書展

災害を語る歴史資料Ⅱ

期間 令和5年(2023)3月28日(火)～6月10日(土)

場所 広島県立文書館展示室

関連行事 文書館講演会

(収蔵文書展に関連した内容を予定)

期日 令和5年(2023)6月3日(土)10:00～12:00

場所 広島県情報プラザ第1・2研修室

講師 西向宏介(広島県立文書館主任研究員)ほか

※変更または中止の場合があります。

《収蔵文書展に寄せて》
太田川治水期成同盟会の文書

広島県の洪水被害と太田川の改修

広島は、太田川の流れが生み出した三角州の上に形成された町であり、城下町の形成当初から明治・大正・昭和戦前期にかけて、洪水被害は絶えることがありませんでした。

長年の洪水被害を食い止めるべく、太田川の改修工事が本格的に始まったのは昭和七年（一九三二）で、国直轄の河川改修事業として始まります。しかし、日中戦争の勃発さらには太平洋戦争への突入により予算が大幅削減され、十九年（一九四四）六月に工事は中止となりました。

太田川治水期成同盟会の結成

広島における水害との闘いを大きく変えたのは、太田川放水路の建設でした。昭和四十年（一九六五）の完成から現在に至るまで、広島を襲う洪水被害が一度も発生していないことを考えると、放水路の完成は広島の水害史を大きく画するものと言えますが、その建設工事は戦後すぐに動き始めました。

広島県立文書館には、戦後に太田川改修工事が進むきっかけとなった太田川治水期成同盟会の関係文書が残っています。安佐郡緑井村の元村長で同盟会の一員であった吉本家の文書（文書群番号二〇〇



〇〇二）に含まれる「参考書綴」には、同盟会結成の趣意書や懇談会の記録、陳情団の上

京記録・陳情書などが綴られており、太田川改修に向けた関係者の熱意を垣間見ることが出来ます。

同盟会が結成された直接のきっかけは、昭和二十年（一九四五）九月十七日の枕崎台風による被害でした。同盟会がまとめた「被害状況調」によると、広島では一五四か所の橋梁が流失し、一四九か所の堤防が決壊、三万八千人余が罹災しました。原爆による壊滅的被害からわずか一か月後の大災害であり、半減した広島市の人口の四割近くが罹災する事態となりました。しかも、この二年前にも二度の台風被害を受けており、復旧工事が一段落した矢先の被災でした。

同盟会はこのような惨状を受けて結成されたもので、二十年（一九四五）十一月十七日に安佐郡可部町で発会式が行われ、発起人には安佐郡の各町村長らが名を連ねました。

同盟会の趣意書では、当時の状況を次のように記しています。「今や我が日本

は空襲の焼け跡より立ち上り、こゝを最後の線として再出発する運命に直面せり、斯かる重大事に於て太田川沿岸町村は不運にして再度水の災禍に晒され、一朝にして生活を根底より覆へざる、の悲境に遭遇す、斯くして住民は前途を憂へて施す術なく、たゞ茫然自失の虚脱状態に在り（読点補足）。そして、この苦境の中にあつて、太田川改修工事の成否を「此の地の興亡に関する刻下の急務」と認識し、「水害復興に対する切々たる輿論の先駆」として、同盟会が治水事業に向けた運動を進めると宣言しています。

太田川治水期成同盟会の陳情運動

この「参考書綴」には、同盟会の結成に先駆けて二十年（一九四五）十月一日に行われた高野源進知事の水害被災地視察時の懇談会記録も綴られています。原爆で夫人を亡くした高野知事は、この時任期満了の直前でしたが、安佐郡地方の度重なる水害に同情の言葉を述べ、全力を挙げて復旧工事に邁進したいと挨拶しています。また、同席した八木村の佐々木虎雄村長は、枕崎台風で決壊した堤防の全てが一昨年の台風被害を受けて完成した新堤防であったことに触れ、「復旧ではなく復興でなければ」と力説し、護岸・堤防工事を根本的に研究し直して着工するよう熱望しています。

同盟会では早速陳情団を結成し、十一月二十三日に第一回陳情団が上京しまし

た。内務省国土局長に面会し、堀切善次郎内務大臣宛の陳情書を提出しています。また、大蔵省第二課（主計局）にも赴き、洪沢敬三大蔵大臣及び主計局長宛の陳情書を提出して、太田川改修工事の予算獲得のため懇願しています。さらに一行は警視庁も訪れ、警視總監に転任したばかりの高野源進前知事にも面会し、工事の促進を重ねて依頼しています（高野前知事は、陰に陽に運動して工事の達成に邁進すると約束しましたが、翌年一月に公職追放により辞職しています）。

「参考書綴」には、第二回陳情団上京打合会までの記録が綴られており、次の上京を翌年一月六日頃とすることが決められています。その後の記録は残っていませんが、戦後の太田川改修工事は、この年から再開されることとなりました。

太田川放水路の完成

戦後の太田川放水路計画は、付近の町村民の反対運動によって当初から難航しました。山手川を利用する放水路建設工事が本格的に着手されたのは昭和二十六年（一九五二）からですが、その後も関係地区の用地問題や漁業補償問題などが度重なり、それらが最終的に解決した三十四年（一九五五）五月十四日に太田川放水路の通水式が行われました。着工以来三十三年を費やしての完成でした。

（西向宏介）

令和三年度に収集した古文書

茅ヶ崎市立図書館所蔵文書（寄贈）

神奈川県茅ヶ崎市立図書館へ過去に寄贈された、厳島や広島県など広島県内の絵葉書八点。（請求番号二〇二二〇一）

豊嶋家文書（寄贈）

厳島大工職の系譜を引く豊嶋家は、江戸時代中期以降は厳島神社（廿日市市宮島町）の「高安流ワキ方」能楽師となり、広島藩主に召し抱えられた。明治以降は広島などで能楽（金剛流シテ方、高安流ワキ方）の振興に努め、国泰寺町真菰（広



広島市公会堂の組立式能舞台における能会上演
豊嶋家文書（202102-2）

島市中区役所付近）にあった広島公会堂や、立町にあった崇徳教社の能舞台、津神社の能楽堂などで数々の能楽を公演した。一二代弥左衛門の兄弟六人は全て能楽師として活躍し、弥左衛門は戦後に

県出身者として初めて人間国宝に各個認定された。公会堂や崇徳教社での能楽公演の写真や、「豊嶋兄弟」の一人である永藏が中心となり、広島市鉄砲町にあった自宅から発行した能楽雑誌「九曜星」の複製など三三点。（請求番号二〇二二〇二）

斜森家文書（寄贈）

明治末に竹原尋常高等小学校訓導兼校長や裁縫学校長を務めた斜森慶次郎（文軌、克軒）が半切紙に揮毫した書や、絵画類一九〇点。（請求番号二〇二二〇三）

原田家文書（寄贈）

広島藩の御鉄方役人として三次町（三次市）に居住し、明治以降は広島県の鉱山事務所などで勤務した原田家に伝わった江戸～昭和期の四書五経などの典籍類や、「絵入智慧の環」などの初等教育教科書、「俳諧をだまき」などの俳書、双六、算盤・算木、広島県の野紙を使用した「明治二十三年度中備品受払価格通減内訳書」など三三八点。（請求番号二〇二二〇四）

佐竹家文書（寄贈）

江戸時代に幕府領であった備後国甲奴郡有福村（府中市上下町有福）で庄屋、明治初めには戸長などを務めた佐竹家に伝わった田畑・草山・山林の譲渡証文や売渡証文など二九三点。（請求番号二〇二二〇五）

小坂家文書（寄贈）

大正から昭和にかけて山県郡上殿村

（山県郡安芸太田町上殿）で収入役・助

役・村長を務め、その後は戦後まで隣村の筒賀村長、昭和合併後は戸河内町助役を務めた小坂一郎の日記、引き継ぎの対象とならなかった「公文書綴」など一、四六九点。（請求番号二〇二二〇六）

手島益雄文書（寄贈）

広島藩士の家に生まれた手島益雄（一八七三～一九四六）は、新聞記者を経て弁護士となり、文筆家としても活躍した。東京で東京芸備社という出版社を構え、広島市の郷土月刊誌である『芸備之友』の編集を引き継ぐとともに、『浅野長政伝』、『広島県偉人伝』、『安芸備後両国偉人伝』、『広島県先賢伝』など、広島出身の歴史的人物の伝記編さんとその出版に力を尽くした。『広島県偉人伝』の未定稿や『男爵船越衛伝』の原稿など九点。（請求番号二〇二二〇七）

知和静夫氏収集文書（寄贈）

双三郡三良坂町（三次市三良坂町）に生まれた寄贈者の父親である知和静夫氏は、三良坂小学校から県立三次中学校（現三次高校）を経て、法政大学へ進学し、豊橋の陸軍士官学校に志願入学した。第二三二（大國）師団に配属され、被爆後の広島で整理に当たり、枕崎台風も経験したという。知和静夫氏の遺品である『三良坂小学校誌』や、寄贈者がまとめた『戦時中のはなし』など二〇点。（請求番号二〇二二〇八）

沼田良平氏所蔵文書（寄贈）

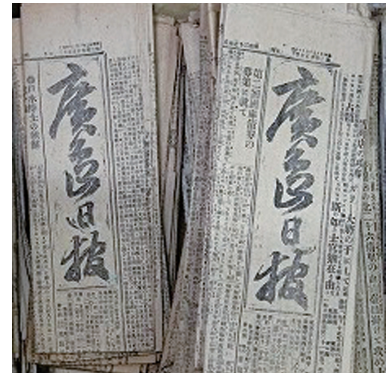
被爆証言者として活動し、二〇一一年に死去した沼田鈴子の父沼田秀玉は昭和四年（一九二九）に広島市段原町（広島市南区）で通信業界誌『通信萬報』（毎月一～三回発行のタブロイド版）を創刊し、盛時には発行部数が三万部を数え、樺太、台湾、朝鮮、満州まで及んだという。しかし、国家総動員法に基づく報道統制により昭和十七年に廃刊を余儀なくされた。被爆前の広島的情景や地元経済界の動向を伝える『通信萬報』一〇二点。（請求番号二〇二二〇九）



通信萬報（昭和16年12月16日）
（202109-95）

島田家文書（寄贈）

弁護士で、戦後に日本大学法文学部教授、日弁連会長、選挙制度審議会会長などに就任した島田武夫の実家は世羅郡三川村伊尾（世羅郡世羅町伊尾）にあった。その父精之助が定期購読していた明治三十七、八年ごろの『広島日刊中国』（中国新聞）や『広島日報』など二九〇点。（請求番号二〇二二一〇）



広島日報(202110)

大岡家文書(寄贈)

三谿郡吉舎村(三次市吉舎町)の大岡家は三谿高等小学校(同村敷地字真御堂)の近所で、その下宿屋をしていたという。剥がされた大岡家の襖の下張り文書約八七枚のうち四四枚に明治三十年(一八九七)三月の「定期試験答紙」という表題と、「甲」、「乙」の採点が確認できる。

(請求番号二〇二二二)

住吉義級文書(寄贈)

住吉義級は昭和十二年(一九三七)、充員召集により歩兵第十一聯隊に入隊し軍医として中国大陸を転戦し、昭和十五年に帰国した。翌年に再度召集され、作戦に参加したほとんどの日本兵が死亡した「史上最悪の作戦」と言われる「インパール作戦」など、ビルマを五年半転戦した後に抑留され、昭和二十二年に帰国した。義級はあまりにも悲惨であったビルマでの戦争体験を、復員後に「ビルマ蟻」と「ビルマ抑留生活記」としてまとめた。

中国に従軍した「陣中日記」は散逸したため、写真を見て当時を思い出しながら、「支那事变従軍記」としてまとめた。

(請求番号二〇二二二)

このほか、佐々木勝幸氏収集文書(寄贈、二〇〇六一) 五一七点(幕末の広島城下町絵図「広島方角総図」など)、橋本文書(寄贈、二〇〇八〇四) 一一点(大正十二年の『縮景園記』など)、菅原範夫氏収集文書(寄贈、二〇二二〇三) 一、二二七点(江戸時代の芸備両国文人による出版物や書画類)、奥一浩氏収集文書(寄贈、二〇一八二三) 三点(昭和



広島方角総図(部分) (2006111-1100)

九年の『呉新聞』など)、森岡家文書(寄贈、二〇一九二二) 四六六(三代五十三年度の日記)が追加された。この結果、合計古文書は二九四、九五九点となった。

令和三年度の主なできごと

4月20日 国立公文書館データベース

横断検索開始

5月8日 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(6月19日)

6月26日 古文書解説入門講座開講

7月2日 県立大・図書館・文書館連携公開講座(16日、三回)

7月6日 収蔵文書紹介展「広島駅の歴史」(7月30日、10月1日、12月27日)

8月2日 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(9月30日)

9月13日 行政文書・新収集古文書などを燻蒸(9月16日)

11月25日 県庁選別収集文書や移管文書を観音書庫へ搬入

1月11日 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(3月5日)

2月1日 閲覧室・研修室利用者端末ネットワークを構築(ひかり回線・Wi-Fi接続)

3月9日 文書館だより46号発行

3月15日 マイクロ保管庫にハンドル式集密書架(第1期)を設置

3月18日 情報プラザ空調設備(文書館書庫など)更新工事が完成

3月29日 収蔵文書展「チャップリンの日本人秘書高野虎市」「コーノ」に寄せられた期待(6月11日)

3月31日 紀要第16号発行

利用案内

■開館時間

*月~金曜日 9時~17時

*土曜日 9時~12時

■休館日

*日曜日、国民の祝日及び休日

*年末年始(12月28日~1月4日)

■交通

*JR広島駅からバス(ベイシティ線 由広島港方面行き)で「広島県情報プラザ前」下車すぐ、又は路面電車(紙屋町経由広島港行き)で「広電本社前」下車約五〇〇m、広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第四十七号

令和五(二〇二三)年三月一日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七-四七

電話 〇八二-二四五-八四四四

FAX 〇八二-二四五-一四五四

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/moujokan/>

印刷 青木印刷株式会社